

千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業

農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける
農業者の皆さまに給付金を交付します。



申請期間

令和5年8月30日(水)～令和5年12月15日(金)まで

令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者は、令和6年1月31日(水)まで

【交付対象者】 生産性向上に取り組む農業者

- 個人事業主の場合、原則として青色申告を行っている場合が対象です。
- 直近決算における生産資材費※が20万円以上の場合が対象です。

【給付金額】

直近の決算書類における「生産資材費※」の1割
(上限20万円)

※生産資材費は、「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」となります。

申請方法

1 郵送申請



2 オンライン申請



3 説明会での申請



◆ 1～3のいずれかの方法で申請ができます。

【お問合せ先】 千葉県農業用生産資材支援事務局

郵送・お問合わせ先 〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階



0120-985-124

平日 10:00～19:00

※休業日：土・日・祝日、12月29日～1月3日

専用ウェブサイトURL

<https://jimukyoku.site/chiba/nogyoshien/>

千葉県 農業資材 支援

検索



【給付金額の算定方法】

申請は1回限りとし、20万円を上限に支援します。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります)

農業者
(個人事業主)

令和4年青色申告決算書における
「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」
の合計額 ×1割

農業者
(法人)

直近の決算書類における
「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」
相当経費の合計額 ×1割

※市町村から、生産資材費(種苗費・農具費・農薬衛生費・諸材料費)に対する助成を受けている場合、給付金額の調整を行う場合があります。

※令和5年1月1日以降に営農を開始した認定新規就農者の方は、算定方法が異なりますので、専用ウェブサイトでご確認いただくか、支援事務局までお問合せください。

【主な要件】

- 千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人であること。
- 申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。
ただし、令和5年1月1日以降に営農を開始した者にあつては、認定新規就農者に限る。
- 申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。
- 直近決算における生産資材費が20万円以上あること。

【申請から受取までの流れ】

①～③のいずれかの方法で申請ができます。

1 郵送による申請

申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます



2 オンラインによる申請

専用ウェブサイトから申請ができます



3 説明会での申請

申請書は説明会会場で入手できます(必要書類・印鑑をご持参ください)

